

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

総 務 文 教 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 令和2年12月14日（月） 11時04分開会
15時10分閉会

3 場 所 第2委員会室

4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員 議事係長 牟田 昇

6 説明員

・企画調整課

課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君

・市民環境課

課 長 牧尾 浩一 君 課長補佐 中園 修 君

係 長 大野 勇人 君

・生涯学習課

課 長 平田寿美子 君 課長補佐 新塘 浩二 君

係 長 南 健 君

7 会議に付した事件

- ・議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について
- ・議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日は12月11日に引き続き、初めに議案第76号、阿久根市火葬場の指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入ります。

前回の委員会では、本議案に対する資料請求を行い、各委員において熟読後に質疑を行うことといたしましたので、所管課に出席を求め質疑に入りたいと思います。

それでは、所管課の出席を求めます。

（企画調整課、市民環境課入室）

○議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

濱田洋一総務文教委員長

それでは、市民環境課及び企画調整課に出席をいただきました。

早速ですが質疑に入ります。

濱之上大成委員

拝見させていただいたのですが、1点だけ。この議事録なのですがね、これはこれで全てだったのか、あるいは休憩中の意見等のやり取りはあったのかだけ聞きたい。

山下企画調整課長

議事録についてのお尋ねでございました。この議事録は議事の概要として、書面にまとめたものはこの概要だけでございます。実際は、この中で説明であるとか、委員紹介とか記載もございしますが、こういったところについてはそれぞれの発言があったところでございしますが、主な質疑内容等をこの中に議事概要としてまとめたものでございます。以上です。

濱之上大成委員

了解。

濱田洋一総務文教委員長

よろしかったですか。ほかの委員から。

牟田学委員

私も資料を拝見させていただきました。その中で、まず審査委員の方ですね。私も存じている方が何名かいらっしゃいますけれども、この外部の選定委員の方であります。果たして葬祭場に関して認識とか、そういうのが主立ってあると言われるような方ではないのかなと。前も言いましたとおり、この6人の選定委員の考えで、こういうふうな今の状況になっていると思うんですよね。そうしたときに、この間の資料に委員の名前も出ていますけれども、考えたときに本当に斎場について詳しい方なのかかなあと。運営についてもですね、それはちょっとないんじゃないかなあというふうに思いました。

それと、この議事録の中で、阿久根の事業者の意見をいろいろ見たのですが、実際、阿久根の場合ほとんどが浄土宗であり、そこ辺りが今まで18年スムーズにきているということと、遺族の悲しみを理解し、遺族の身になって丁重に低姿勢で対応すると教育をしていると。そ

れが阿久根事業者ですね。反対に、今度の外部の候補者ではですね、私が一番気になったのは、鹿児島県内への参画の最初の拠点として考えているというふうな発言をしておりますが、それと、遺族の方については、死を見つめて生を考える機会、職場の雰囲気を知る・考える機会を提供していきたいというふうに発言をされております。これを見たときにもうビジネスだなあと、この外部の方はですね。まずこの阿久根を拠点にして鹿児島県内へ出ていくというような、本当にビジネスだけを考えた候補者なのかなと。そういう候補者に、今まで何の問題もなかった阿久根市の斎場を任せていいのかなというのは考えますね。以上です。

濱田洋一総務文教委員長

今、話をしていただいたことは御意見で、質問はないんですか。

牟田学委員

今、私が述べたことに対して、皆さんどのようにお考えですか。

牧尾市民環境課長

まず選定委員の委嘱の在り方を問われたかと思います。前回の委員会でも申し上げましたように、今回、民間からの選定委員を委嘱するのは初めてのケースで、この火葬場の施設としては初めてでしたので、どのような方が果たして適切なのかというのを時間をかけて検討してまいりました。外部というのは、市外の火葬場に特化した知識を有する方というのも、もちろん検討の中で出てきたわけですが、市外の方に果たして、逆に市内の実情がお分かりなのかという一方では側面も、考え方もあろうかと思います。その結果、バランスよくといいますか、ハードの面あるいは民の代表である方、それと墓地関係で施設と割と関係性が深い方ということで選定させていただきました。その結果、こういう結果につながっておりますことを考えれば、今後の選定の在り方というのは確かに検討の余地はあろうかと思えますけれども、あくまでも私どもも純粋に、平等な立場で選定いただくということを念頭に置いて委嘱をさせていただいたという状況にあります。

それと、ビジネスとしてのニュアンスが強くないかということは、確かに阿久根市を拠点として鹿児島県内も狙っていこうということを実際おっしゃいましたけれども、西日本エリアで広域的に事業展開を目指しておられ、広域災害に対応したサポート体制の構築を考えたところでの鹿児島県内の参画の最初の拠点というような、議事録でもお配りしてありますのでお目通しいただいていると思いますけれども、そういったような回答をいただいたところであります。それがビジネスということで、施設の特异性を考えたときに、ちょっとビジネスとしての考え方というのはなかなかそぐわないような気もしないでもありませんけれども、やはりそこはノウハウを現に有してらっしゃる事業者として、私どもも所管課としては印象を持ちましたし、実は選定委員会の前にもどういった事業者であるかというのは、私どももあまり認識がございませんでしたので、実際に施設を運営されてらっしゃるところの自治体の方から聞き取り調査も行っております。そうした結果、特に問題は見受けられませんでしたし、むしろ良好な運営をなされているという裏づけも取れましたので、そこは安心して選定委員会に臨んだのは事実であります。以上です。

牟田学委員

今、課長が言われたのですけれども。今、22か所、言えば経営しておられて、プレゼンテーションも確かにいろんないいこととか、いろんなのを話されたと思うんですよ。そういった中で、やはり選定委員の中には、今まで阿久根市の斎場としてこういうのもあるなというのを反対に重視されてこういう結果になったのかなあというのが私の考えですけれども、

今、課長が言われましたけれども、私はやはり、まだ拠点をずっと広げてやっていくと、先ほどから言いますけれどビジネス型になっていくのかなあと。そういった中でやはり、阿久根の事業者が言われる浄土真宗、全体的にですがね、そういった心の持ちよう、それで今まで18年間何も問題がなかったというふうに思うんですけれども、今度こうやって、まあ私の意見ですけれども、ビジネス型で持ってくるとですね、細かいところまで果たして回るのかなあというふうに思いますが、そこ辺りはどう思われますか。

牧尾市民環境課長

土地柄の宗教的な考え方については、なかなかここで答えすることはできませんけれども、実際、選定委員会の中では現指定管理者からはそういう発言もございました。そういった宗教的な地盤の背景というのは、スムーズな運営に寄与しているものとして実情はあると思います。ただ、今回提案している事業者も当然ながら、その宗派も含めたところでより多様な宗派の対応というのは経験をされていらっしゃるでしょうから、そこは特段の心配材料にはなっていないのかなあというふうに思います。

竹之内和満委員

議事録のほうで、今回公募に当たって初めて阿久根に来たと書かれていますが、事前も見えていないらしいですので、この日には見に行ったのですか。火葬場にこの業者は。

牧尾市民環境課長

選定委員会の中でその現場を見るというスケジューリングはしておりませんので、この事業者が現場を見たかどうかというところの確認はいたしておりません。ただ、もちろん阿久根にいらっしゃったわけですので見られたものとは思っておりますが、

〔発言する者あり〕

申し訳ございません。確認しておりません。

竹之内和満委員

この業者を見ているとですね、資料を読ませてもらいましたらものすごくよくできた資料なんですよ、とても。かゆいところに手が届くような、ここまで書くかというぐらいなんです。ただ、この業者の行動にギャップがあるんですよ、事前に見ていないとか。それと、この資料も市長名が手書きで書いてあったりとか、ものすごくギャップを感じるので、本当にこのとおりやるのかなあという気がいたしております。結局は、プレゼンのときに阿久根に来て、何時間かでこれを取ったという、そういうことになりますよね。事前に来ていないということは、ほんの何時間かで。それでいいのかなあというふうに思いますね。まあ最小限の時間と労力で勝ち取ったと。そういうふうな印象を受けて、とても嫌な感じがするのですけれどもいかがでしょうか。

牧尾市民環境課長

今、竹之内委員がおっしゃるとおり、事前の来訪をされていないことを考えれば、最短での時間で、プレゼンテーションのみで選定に至ったということになるのかなあと思いますけれども、そこはですね、あくまでも計画書を事前に選定委員の方にもお配りし、そしてプレゼンテーションに臨む中でいろんな質疑等を出していただいたそのやり取りの中で選定されたものでありますし、そのことについては募集要項で定めた手続に何ら不備はなかったというふうに考えておりますので、そこは適切な手続がなされたというふうに認識はしております。

竹之内和満委員

確かにこの広島業者はいろんなところに持って行って、プレゼン資料もおそらく事前に

つくってあったとおもうんですね、おそらく。コロナのところが後からちょこっと足したような、そういう雰囲気を読めましたので、だからもう完璧な資料なんですよ。もう資料だけでいくとかなわないんですね。やっぱり地元というのは優先してもらわないとこういうケースが今からたくさん起こりますので、どうでしょうかね。

もう一つなのですが、この事業者は斎場に営業所を構えたいというふうに議事録に載っていますが、それはいいんですか。

牧尾市民環境課長

まず先ほどのプレゼンテーションのみでというところのお答えをさせていただきたいのですが、決してそのプレゼンテーションの出来不出来が今回の選定に至ることになっているかというと、私はそうではないと。出来不出来というのは、そのときの慣れているかどうかですね、そういった意味で言っています。もちろん慣れてらっしゃるのは事実ですし、逆に一方では、現指定管理者はプレゼンテーションに慣れてらっしゃらないのは事実だと思います。ただ、現指定管理者も熱意、実績、情熱そういったのはひしひしと感じられましたし、そういう部分では相反するそれぞれのプレゼンテーションであったように私は見受けましたけれども、ただそのときの慣れているかどうかということが判断材料とはなっていないと私は思っていますので、しかるべき項目に沿った審査の結果であろうかと思っております。

それと斎場に事業所を設けたいと確かにおっしゃいました。果たしてそれが手続上可能なかどうかというのは、私どもも確認をいたしました。実際、鹿児島市で公の施設で指定管理をされているところが施設内に事業所を設けているというケースもございましたし、県の担当課に確認しましたところ、法令上の問題はないだろうとは解釈するところですが、ただ、仮にこの葬祭場の運営以外の事務をその事業所でされるとなると、これはまた別の問題になりますので、そうすると、例えば行政財産の使用許可申請を出していただいて使用料を取ってそこで運営をいただくというようなことも、今後の手続等の中では出てくるのかなあというふうには考えているところです。

竹之内和満委員

そもそも阿久根市内に営業所を有するものというのは、どういう理由でそういうのがあるのですか。

山下企画調整課長

これは今回の指定管理者だけでなく、その他の施設の指定管理の候補者を募集するときにも阿久根市内に営業所があること、あるいは、もしなければ協定締結までに営業所等を設けることを確約することを募集の資格としております。あるいは阿久根市内に事業所を有することというのは、当該業務を適切に行っていただくために地元で事務所を構えて実施をしていただきたいということから、募集時に市内居住であること、あるいは指定管理業務を開始するまでに市内に営業所を設けることを確約すると、このような趣旨でございます。

竹之内和満委員

やっぱり営業所があるのが条件というのは、阿久根に定着するような、そういう事業所でない駄目かなというふうに私は取っていたのですが、これを認めてしまうと全然費用も必要じゃないじゃないですか。全くよその業者が簡単に来れるじゃないですか。その施設で営業所を設けられるとなったら、ちょっとおかしいような気がするんですけども、いかがですか。

山下企画調整課長

先ほど市民環境課長からありましたように、法令上ここに設けることができないという記載はございません。先ほどありましたように、当該施設の管理運営を適切にやっていくために必要があることから、市内に営業所を設けるとしているところでございます。その営業所の位置がその場所であることについては、現状で特段法令上の規制がないと、こういうことでございます。

竹之内和満委員

それについてはよかったです。

もう一つ最後に、この手書きはちゃんと業者が書いたのですか。こちらで書いてくれと言って書いていないですよ。市長名とか施設の名称とか、手書きですけれども。

牧尾市民環境課長

もちろん、これは事業者が記載したものであります。

竹之内和満委員

阿久根に来てから記載したのですか。

牧尾市民環境課長

この申請書ですよ。

竹之内和満委員

申請書もだし、いろんなところで手書きですよ。

牧尾市民環境課長

もちろんこれは記載したものを私どもはいただいて、それを受け付けたものでございます。

白石純一委員

公募に当たって初めて来ましたという竹之内委員の御指摘について関連して質問します。

会議録に確かに質問ですね、委員から、これまでに阿久根市に何回程度来ていますか、それで回答が、今回公募に当たって初めて来ましたという回答でした。これに対して委員からは何も追加の質問やコメントはなかったのでしょうか。

山下企画調整課長

この件についての追加の発言等はございませんでした。

白石純一委員

本会議の一般質問でも、この件は、今回来て、事前に説明会にも出ていない、阿久根に来ていなかったということを承知の上で、選定委員長として副市長は御存知の上に当然やられたということですよという質問をしましたが、その点についてはっきりお答えをいただかなかったのですが、それは選定委員長である副市長も認識されていたという理解でよろしいんですか。

山下企画調整課長

そこについては確認をしておりますけれども、ここの今回公募に当たって初めて来ましたという回答をもって、実際に見ていらっしやらないということを確認されたのだと思っております。

白石純一委員

それは課長の御判断であって、副市長がそのように理解していたかどうかは不明ですよ。

山下企画調整課長

副市長に事前に来ていないことを御存知ですかという、事業者が説明会に来ていないということは副市長には事前には説明はいたしておりますので、この中で今回初めて来たとい

うところで認識をされたのではないかと、このように考えているところでございます。

白石純一委員

そのように課長が考えるのは自由ですけれども、副市長からそのような答弁が前回の一般質問でもなされなかったので、私としては副市長に御出席していただいて確認させていただけないかなと思っているのですが、委員長いかがでしょう。

濱田洋一総務文教委員長

ただいま白石委員のほうから、今回、選定に当たっての委員長ということで副市長が会議の中に入られています。そういった中で、先ほどからありました今回の候補者についての副市長の認識といたしますか、そのことについてもう一度副市長のほうに質問したいということでありすけれども、ほかの委員の皆様方はどうですか。

野畑直委員

まだ私も質疑をしたいと思っておりますけれども、出席をするしないの前に質疑をさせていただければありがたいですが。また質疑の内容によってその必要性があるところが出てくるかこないかという問題も出てくると思いますので。

濱田洋一総務文教委員長

今、野畑委員のほうからもありました、副市長をお呼びするかしないかというのは、各委員の方々の御質問が出た後でということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑はございませんか。

野畑直委員

この議案第76号の指定管理者の議案書のことから私は入っていきたいと思います。

この議案書をもらったときにまず考えたのが、設立年月日が平成27年の5月1日となっている。今、平成で言えば32年で5年と半年くらいですけれども、こういうところに5年間の指定管理者をお願いするのかなあというのが私の第一印象でした。ところが、本会議で市民環境課長が31年の実績があるという説明をされたと思いますけれども、どうもこう、我々のいただいた資料の判定材料の中にそのような、中国地方を中心に斎場の管理人を専門企業としているとかということを説明されましたけれども、議員にはそういう資料は全然ありませんでしたけど、これについてはどういうふうに考えておられますか。

牧尾市民環境課長

お配りしている資料の中にもあろうかと思います。4ページになりますけれども、事業計画書の4ページでございます。

野畑直委員

今、私が言ったのは、私どもが最初にこの議案を提案してもらったときに資料を添付しましたか。知っていますよ、私も。その事業計画書の4ページにあることも。それを踏まえて言っているんですけれども。あなた方は当初提案するときに、我々にはこの議案書だけですよ。それと議会で議場で補足説明の中で、あなたの31年の実績があるということを聞いて私は驚いたんですよ。だって我々にはこれしかないんだから。私はそのことを言っているんですよ。後から資料請求して、4ページにありますよって、私も確認はしております。しかし、それはあなた方は何も議場で言っていないじゃないですか。委員会で資料請求して初めて我々には分かったことなんですよ。そこをどう考えてこういうものを出したのかという議案提案を今聞いているんですよ。

山下企画調整課長

議案提案の事業者については、この事業計画書の4ページにありますように、この会社が平成27年に分社化して、会社の名称は今の株式会社日本斎苑となったということでございます。議案の参考資料については、これまでの指定管理議案と同様に、当該会社名をそのまま記載したということでございます。今、委員からございました、じゃあ実績面についてはそこでは見えないのではないかと、こういう御趣旨だと思いますけれども、そこについては議会での審議の中で課長が申し上げたところでございますけれども、今後のそのより詳細な、分社化していて27年になったけれども、事業実績としては何年からあったということ、そういった補足説明を今後も資料等を作成する際には留意していく必要があるというふうに思っているところです。

野畑直委員

この事業計画書の中の4ページの有限会社ジャパנקリーンサービスですか、ここから始まるってこれは業者が書いたことですよ。この申請書の最初のところに日本斎苑の登記簿謄本があるじゃないですか、その中には全然、どこであなた方はここを信用したのですか。このジャパנקリーンサービスにこの役員の3人の方が入っていたという記録はどこで判断すればいいのですか、我々は。

山下企画調整課長

確かに登記簿の中には現在の会社の登記簿謄本、証明書しか出ておりません。実績について市民環境課長が申し上げたのは、この事業計画書の4ページの部分を捉えて根拠として出したものであります。出された申請書が適正なものであるという認識のもとにそのような説明をしたものでございます。

野畑直委員

今、市民環境課長がここの4ページの文言で判断したと言われましたけれども、私はこの会社を分社化したということになると、やはりジャパנקリーンサービスの謄本があって、その中にこの人たちの名前があって、なるほど31年間この人たちは経験があるんだなということを判定しないと、実際ここに、ジャパנקリーンサービスのこの3人が入っていたということは全然分からないと思いますよ。

山下企画調整課長

分社化の部分を裏づけする資料としてこの事業者が出している資料、一番後ろのほうになるかと思います。会社概要の資料をつけております。こちらに会社の沿革等を入れております。個別の登記簿等の作成は募集要項の中でも求めておりませんでしたけれども、このような概要の中で、この会社がこのような沿革をもって現在に至っているということを確認しているところでございます。

野畑直委員

私はですね、5年間の指定管理者制度というのを預ける会社にですね、やはり執行部としてはしっかりと謄本を取って、その名前で確認をすべきだと思うから申し上げているところです。しかし、執行部としてはここを信頼して取らなかったということでの判断でいいです。それはもう、謄本ではしていないということが確認できたということで判断します。

それから、先ほど竹之内委員から完璧な申請書であるというふうに話をされましたけれども、なるほどいろいろな文言を書いて、そういうところもあると思います。この会議録の中でですね、最後のページのほうに選定委員からの質問で、事業計画書3ページの広域連合は

阿久根市のミスプリントですかという質問をされております。ここで日本斎苑としてはミスプリントです。この３ページの広域連合というのはどこになるのですかね。言葉は出てこないのですが。

山下企画調整課長

事業計画書の３ページにつきましては、会社がミスプリントですということで発言がございました。おそらくこれは、次の４ページの団体の管理施設の中に、葬祭場を一自治体ではなくて広域的に運営しているところがあって、そのところを指されているのかなというふうに感じたところでございます。

野畑直委員

私が言っているのは、事業計画書の３ページの広域連合と書いてあるのに、４ページは関係ないですよ、３ページの話をしているんですよ。

山下企画調整課長

この３ページの広域連合は、本来、市と書くべきところを広域連合というふうに誤って記載されたものと理解しております。

野畑直委員

だから、それはどの部分ですかと聞いているんですよ。これは修正してあって分からないじゃないですか。どこの３ページのどの部分を間違えてたのかを聞いているんですよ。

山下企画調整課長

３ページの部分ですけれども、ここに広域連合が求める一定の性能を確保します、この部分。

〔「どこ」と呼ぶ者あり〕

事業計画書の３ページ、ちょっと上のほうに阿久根市斎場と同一メーカーの管理運営実績という表示がございます。その上のほうに二つ目の矢印、平成15年の運用開始から、

〔発言する者あり〕

事業計画書の３ページ、会議録ではなくて事業計画書。

〔発言する者あり〕

野畑直委員

今、私が見ているのは、第２号様式第２条関係の事業計画書を見ているのですが、その中の話かなというふうに思ったものですから聞いているのです。

濱田洋一総務文教委員長

今、言われたことは企画調整課長のほうからはそのページを指していますので。

野畑直委員

その部分のどこに当たるかを教えてください。

山下企画調整課長

第２号様式の３ページ、下から13行目、

〔発言する者あり〕

そのところに片括弧の３というのがありますけれども、

〔野畑直委員「分かりました」と呼ぶ〕

野畑直委員

ミスプリントを認めていらっしゃいますが、これは修正とかしなくてもよかったのですか。

山下企画調整課長

委員会の中で、ここは誤りであった旨の意見がございましたので、この申請書自体の修正はその場で自主的になされたものと理解しております。

野畑直委員

これは、阿久根市の控えですよ。我々がもらった資料は。この中でこのまま、広域連合が求めるというここは市も認めるんですかこれで。ミスプリントを。

山下企画調整課長

委員会の中では事業者のほうからミスプリントであったという発言がございましたので、実質的にこの申請書はその部分が間違いであったことから発言として訂正をされる、このように理解をしているところであります。

野畑直委員

これはですね、最終的にこの資料を保管しておく必要があると思いますけれども、市としてはもう、これもこのままで、このまま残りますよ、それでもいいという判断ということですね。

山下企画調整課長

一連の書類としては選定委員会の会議録とともに保管をすることになろうかと思います。

野畑直委員

それもそれで分かりました。

同じ3ページの上から、高齢化の進展と書いてあって、その下に、全国平均26.6%の下に、今後進展していく高齢化社会の中で最上の果たす役割の重要度が増してくると考えますと書いてあります。3行にわたって。またすぐその下にも、今後進展していくと、全く同じ文言が書いてありますけれども、ここら辺に違和感は感じなかったんですか。

牧尾市民環境課長

今、委員から御指摘がありました事業計画を含めたところでの申請書は事前にいただいておりますので、目を通したわけですが、その違和感について、これはあくまでも事業者が提出された文書であるということで、その訂正を求めるところまではやっておりません。それはもう公正を期すために特段の文言の修正等は、事前には求めていなかったところでもあります。

野畑直委員

阿久根市で今後5年間も指定管理者としてお願いするところですね、こんな同じ文言を書いてですよ、事業計画書の中で、私はこれだけでもおかしいと思いますよ。こういうのを見たときに本当に雑だなと。先ほど竹之内委員は完璧な申請書と言われましたけれども、あっちこっち出している申請書を、ここはおそらく文言の消し忘れ、だからこういうことが起こったと思います。これは私が気がついたところです。修正をしないとかしいとか、その以前の問題です。あなた方に修正をなんでさせなかったかとは言いませんよ。こんな申請書、計画書を出すこと自体が果たしていかなものかなと思ったから、今、指摘したところです。

それから、採点表をもらいました。この採点表を見るとですね、先日の11日の委員会の中で企画調整課長は60点以上が合格点ですよ、それぞれの委員にはそのように伝えてありますと言われました。しかし、この採点表の合計欄を見ると、Fの人は最低59点をつけていらっしゃる。この人はこの会社は駄目ですよ、不合格ですよというふうに私は捉えます。ですから、本石材のほうについては全部60点以上です。こういうことを考えると、6人の選定委員は本石材は全部合格ですが、日本斎苑は6人のうち1人は不合格ですよということ

を言われた、そう点数が表していると思います。これについてどうですか。

山下企画調整課長

今のお話については、例えば、1人でも6割に達しない評価がある場合には不合格とすべきではないか、そういった趣旨のお尋ねだと思っております。評点については個々の委員の視点によって異なるものであります。そういうことから、1人でも基準に満たない評価があった場合に不合格として合格基準を設定するのではなく、採点基準としては全体の総得点の中でその6割という評点で判断することとしたものであり、これまでの指定管理施設についても同様に判断をしてきているところでございます。

野畑直委員

それはそれぞれ、課長の考えと私の考えが違いがあるかもしれませんが、選定委員に対して6割以上を合格基準としますと言われた中で59点をつけられた方は、私は、この採点Fの方は、ここは駄目ですということを表明されているのではないかと思います。しかし、課長とここを議論しても課長は総得点で言われるし、ここにはかみ合わないところがありますので、その点はいいです。しかしながらこの採点表の欄をよく見るとですね、採点Dと採点Eの方が、非常に差が激しくて、この2人で13点の差があります。全体で8点ですが、あとの4人についてはそこまで差はありませんけれども、ほとんど採点DとEの方が影響しているなというふうに判断したところです。13点ありますよ、全体8点のうちに。だから大きな採点の差というのは採点DとEの方かなと思っております。しかし、課長はあくまでも総得点だと言われますので、それについても答弁は要りません。

白石純一委員

今の件に関連して、このD・Eの方を含んで、A・B・C・D・E・Fの方、それぞれ名前は結構ですけども、庁内の方なのか民間の方なのかはお示しいただけるのですか。

山下企画調整課長

その件につきましては、先日の委員会の中でもお答え申し上げたとおりでございます。6人の委員全体について高い得点評価をした委員の数を示すことは候補者選定の根拠であり、そのことは明らかにしております。委員を内部と外部に区分してその評価を示すことは、よりその対象を限定されてきます。そのことから、誰がどのような評価をしたか、そのことが特定されるおそれがあると思っております。このことは情報公開条例第7条第5号の市の機関における審議検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある情報に該当すると考えたことから、控えさせていただいたところでございます。

白石純一委員

おそれはあくまでも主観なんですね。我々委員が出してくれと、私どもはその個人を特定する意味ではなくて、個人を特定するおそれが低いと委員が判断すれば出すべきだと思うのですが、委員長いかがですか。

濱田洋一総務文教委員長

私の意見ですが、先ほど企画調整課のほうからもありましたように、やはりこの委員会の会議録の最初に委員名簿がありますよね、ここに出席者として名前を連ねていらっしゃると思います。行政側が3名、民間の方が3名ということで。ですから、ここの点数に限って行政側ですよ、民間側ですよというのは、少し好ましくないのではないかなと思いました。

白石純一委員

好ましくないのかどうかは委員に判断してもらってください。

〔発言する者あり〕

濱田洋一総務文教委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:55～11:58)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

白石純一委員

今回、6人の委員ですけれども、どちらかが優位だと点数つけた、多数決で決められたということですが、6の場合、3、3になることもあるわけですね。あるいは、同点の方が多ければ決着がつかないということもあるわけですから、その場合はどうなるんですか。

山下企画調整課長

これはほかの指定管理施設についても同様でございます。

〔発言する者あり〕

判断基準について少し申し上げたいと思います。まず総得点の6割以上であること、これを合格基準にしております。それから判断の方法、優先順位の1としては、委員の評点を比較し、申請者の中で最も高い得点を得た申請者を第1位とし、以下2位、3位、今回は2者ですけれども、1位の数が最も多い申請者を選定することを優先順位の1つにしております。それから、優先順位の2として、1位の数が同数の時には2位の数が最も多かった申請者を選定することとなります。

〔白石委員「2位の数」と呼ぶ〕

3事業者あった場合に1位をつけた数が同点だった場合には2位の数で次は判定する、そういう意味です。それから、1位の数、2位の数が同数であった場合は、総得点が最も多かった申請者をすると、このような形で選定をしております。今回については優先順位1位の数を獲得した業者、最も多かった業者を候補者として選定したと、こういうことでございます。

白石純一委員

それでは、点数は同点になる可能性もあるわけですね。その場合、どうするというのがありますか。

山下企画調整課長

先ほど申し上げましたように、今回はまずは優位と判定した数がより多かったほうを採用するというのが、これは優先順位の1つです。その後に点数が同点と、点数で判断することになりますけれども、仮に1位の数も同じ、点数も同じであったと、過去にこういう結果になったものというのはございませんけれども、そこは選定委員会の中で協議をすることになっていくのかなと思っていますところでは。

濱田洋一委員長

白石委員、今、質問をされておりますけれども、まだほかにも幾つかの質問をされますでしょうか。

白石純一委員

はい。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様方もほかに質疑もありますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

であれば、

〔発言する者あり〕

よろしいですか。

休憩に入ります。

〔濱之上大成委員「委員長、さっきな、私が休憩と言ったのは、うるさかったから、テープがもったいなかだと思って言っただけですよ」と呼ぶ〕

すいません、それでは休憩に入ります。

開始は午後1時からとさせていただきます。

(休憩 12:03～13:00)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほか質疑はありませんか。

白石純一委員

資料を皆さんにも配付いただきたいんですが。募集要項です。

濱田洋一委員長

よろしいですよ。

白石純一委員

前回、一般質問でお配りしたのは佛石の里募集要項ですけど、それに加えて図書館のもの、比較する意味で。

1枚で配った佛石のものをもっていらっしゃればそっちだけでいいです。

濱田洋一委員長

それでは休憩に入ります。

(休憩 13:02～13:05)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

白石純一委員

一般質問でもちょっとお伺いしたんですが、その時の関連です。2つの募集要項の佛石の里は(5)のエ、図書館のほうは(6)のエ。まず、佛石の里のほうは、管理運営業務には地域住民の雇用に最大限努めること、つまり努力目標ですので絶対的な義務条件ではありません。つまり広島から、あるいは県外からの方に運営をしていただくことも可という条件です。一方、図書館のほうは管理運営業務には全て出水地区内に居住する者を配置すること。この違いについて一般質問でお伺いしたところ、それぞれの施設で必要な要件がことなるからという趣旨の副市長の御回答でしたが、どのように違うとお考えですか。

山下企画調整課長

火葬場の指定管理については、今、御指摘のとおり管理運営業務には地域住民の雇用に最

大限努めることという記載をしております。実は5年前もこの要件については火葬場の募集要項の中にあったところでございます。広く人材を求めることとしながら、最大限地域住民の雇用に努めることという努力義務も、今回も前回と同様に設定したものでございます。このような業務については、それぞれの施設において必要に応じて設けられるものだと考えておりますが、図書館についてこの要件を設けた理由については、直接的には生涯学習課に御質問いただきたいと思っておりますけれども、司書資格の関係等でこのような出水地区内に居住する者を配置することというふうにされたというふうには伺っておりますが、正式にその部分については、生涯学習課がもし必要であればお答えをさせていただきたいと思っております。

〔白石純一委員「よろしく願いいたします」と呼ぶ〕

白石純一委員

採決はこれが終わったらするわけですか。

濱田洋一委員長

76号議案については、企画調整課長と市民環境課と来ていただいておりますから、質疑がなしとなれば退席をしていただきます。そして、77号議案について執行部のほうに来ていただきます。そこで質疑を行います。質疑が済んだ後に今度は生涯学習課と企画調整課は退席していただきます。その後、我々委員が残りますので、それから御意見、討議、討論、そして表決という流れになりますので。

白石純一委員

それは76、77、続けてということですかね。

濱田洋一委員長

今、説明をしたんですが、現状として執行部に来ていただいて質疑をさせていただいてます。質疑がないとなれば退席をしていただきます。それで一時中止いたしますというのを行いますけれども、私のほうで。次に、77号議案につきまして再び執行部のほうに来ていただきます。そこで質疑等行います。それが質疑が終了した後に退席をいただいて、後は総務文教委員会の皆様方で各議案に対する御意見、討議、討論、最終的にそれぞれ76議案から次に77号議案ということになっていきます。

白石純一委員

それで結構ですが、選定を担当される企画調整課としてこの理由は把握されていなかったということですか。

山下企画調整課長

募集要項についてはそれぞれ施設を所管する課において調製されておりますけれども、もちろん私もこの内容については確認をいたしております。先ほど申し上げましたように、管理運營業務について地域住民の雇用に最大限努めることという、この要件につきましては、前回同様、努力義務として課されたものと理解しております。

白石純一委員

図書館との相違は把握されていなかったということですか。

山下企画調整課長

私どもが聞いておりますのは、出水地区に居住する者を配置することについては、図書館資格を有する方を市内だけではなくて、広域的に確保する必要があるから、このような要件を設けたということについては承知をいたしておりますけれども、具体的なその背景とか、そのようなものについては直接担当課に御質問いただければと思っておりますのでございます。

白石純一委員

それでは、県外も含めて広域で募集することもできたと思いますが、それは図書館の担当課に聞くからいいです。それは結構です。

続きまして、今回の選定に当たって実績を評価する、加点にする、あるいは地元の業者を加点するというような検討は、今回、実際やられていないわけですね。事前にそういった検討はなされなかったのでしょうか。

山下企画調整課長

今回の制度については、どの施設についても実績について加点、あるいは減点、そういった仕組みの検討は行っていないところでございます。

白石純一委員

地元についてもそうですね。

山下企画調整課長

事業者の所在を問わずに加点、減点をする取扱いについては検討を行っておりません。

白石純一委員

5年前も当然、こちらの委員会で選定を行ったわけです。私は当時はこの委員会ではなかったので、事務局に残されていましたその時の記録を拝見いたしました。前回は、まず選定委員については庁内の方7人、委員長、副市長、副委員長が教育長、それ以外の委員として5名の課長が委員となされています。つまり合計7名なんですけれども、その時の一方で採点表を見ると6人で採点されていますね。その7人委員がおられる中で6人でしか採点していなかった。今回は6人の委員で6人で採点していると。その前回との相違は何か把握されていますか。

山下企画調整課長

今回6人で採点をしたということでございますが、平成27年のこの議案を提出した際に、議会の中でこの選定についてはいろんな議論がございました。特に、選定については公正かつ適正に行うため、この選考過程についてもやはり民間、市民の代表を入れて選考すべきではないかと、このような議論がございました。これを受けて外部委員導入について検討していきたいということで、現在、外部委員の方を入れているところでございます。委員の数については内部と外部を概ね調整、同数とすることで、委員会を設定して規定を改正して、現在、6人で選定を行っている、ということでございます。

白石純一委員

次の質問です。前回の5年前のこうした書類、あるいは対外的な発表では選定されなかった事業者は名前を公表していないんですね。黒塗りなんですよ。これまでのほかの指定管理の選考においても、選定されなかった業者は黒塗りで公表されていないと思ったんですが、今回、出されている理由は何ですか。

山下企画調整課長

公表ということでございましたが、選定されなかった事業者については、ホームページ等でも事業者名の公表は行っていないところでございます。今回提出した書類の中で、その事業者名が出ているということについてのお尋ねかと思えますけれども、提出した書類、今回2社応募したということで、1事業者は既に議会の中で出ているところでございますので、2事業者のうちもう1事業者は会議録の中で出しておりますのは、特定されているということから、この会議録の中では事業者名を明らかにしているものでございます。

白石純一委員

そういう行政としての統一感に欠けることでは、私は行政の仕事ではないんじゃないかと思うんですね。市内業者ということでも我々は審議はできるわけですから、個別の事業者名まで出す必要性は必ずしもなかったのではないかと思います。

もう1点、5年前の事業計画書の開示に当たっては、収入支出の項目まで開示されているわけですが、今回はほとんど黒塗り。総額以外は黒塗りです。その開示の姿勢の相違はなんですか。

山下企画調整課長

5年前の開示資料については、今、確認をいたしておりますけれども、今回、御提出申し上げました資料の中では、少なくとも公表されている事項については公開することとし、公表されていないものについてはマスキングをして御提供申し上げたということでございます。

白石純一委員

事業予算書の収支予算ですね、それは選定委員の方が判断するための大きな詳細な資料だと思います。したがって我々もそれについて知る権利はあると思うんですが、なぜ5年前と今回、そのように取扱い、収支予算書に対する取扱いが異なるんでしょうか。

山下企画調整課長

収支予算書の金額、内訳、備考の部分についてのお尋ねかと思っております。これは事業者から提出いただいた資料でございます。この具体的な金額については、募集要項に定めどの程度の金額にするのかという個人との提案の個人等情報に該当すると私どもはそのような判断をしたところでございます。

白石純一委員

それは5年前とは法律が変わったということですか。

山下企画調整課長

条例が変わったということではございません。本来、この資料提供については、議会と執行部との申合せによってこのような形で提供をしているものでございます。項目の非開示する部分、非開示とされない部分について、5年前の部分を確認いたしておりますけれど、そのような違いがあったとすれば、それはその時の判断がどうであったのか、現状は、この情報については法人等情報だというふうに判断をして提供していると、こういうことでございます。

白石純一委員

今、確認されますか。

山下企画調整課長

5年前の資料については確認をしたいと思っております。

白石純一委員

今、私が持っていますけど、御確認されますか。

山下企画調整課長

可能であれば。

(資料提示)

山下企画調整課長

確かに5年前に出された資料の中では、ここについては公開をされております。このときの公開の理由がどういうものであったかは私ども詳細につまびらかではございませんけれども、今回のこの部分については、私どもは公表すべきではないというふうに判断して御提供

申し上げたということでございます。

白石純一委員

先ほども情報の出し方について、執行部が判断するものだという意見もございましたが、情報公開請求条例では不服審査という制度があって、情報を受けた方がそれはおかしいんじゃないかということで訴え、提起をして是正されるという制度もあります。我々議会、委員会に提出された情報が執行部がこういう理由で出せないんだよということでも、我々議会、あるいは委員会が、それを法に反しない範囲でですね、要求することは何ら不合理ではないと思いますが、いかがでしょうか。

濱田洋一委員長

白石委員、今の質問については、執行部にですか。

山下企画調整課長

議会からの資料要求につきましては、議会と市のほうで申合せがなされております。総務課を窓口として所定の申合せにしたがって資料を御提供申し上げているところでございます。これは議会での議論に資すること、議案審査に資すること、こういった目的をもって申合せとしてなされているところでございます。本来、市の情報の提供につきましては、情報公開条例に基づいて公開、非公開等の決定がなされます。この場合には非公開等、あるいは部分公開等に不服があった場合には、審査会のほうに審査請求ができるという手続がございます。ただ、現在、執行部と議会で申合せをしているこの制度運用については、そのような審査請求等、不服を申し立てるそういう制度は設けられていないと、このように理解しています。

白石純一委員

申合せの内容ですね、情報公開請求条例に準じてというものだと思いますので、その趣旨は十分議会への資料、情報提供においても議会から不服だという意思が示されればですね、それは是正する余地は十分あるかと思いますが、今回の審査には、まあ皆さんも不要だとおっしゃっていますので、特にそれは問いませんが、その辺り今後留意していただければと思います。以上です。

濱田洋一委員長

ただいまのことは執行部に対する今後の在り方ということで御認識いただければと思います。

ほかに質疑ありませんか。

竹之内和満委員

ちょっとお聞きしたんですが、業者が決まって契約書を交わす時にですね、その契約書の中に契約の解除の条項が入っていますか。

牧尾市民環境課

今、現指定管理者の部分でお答えしたいと思いますけれども、契約ではなく、これはまず指定管理期間の包括協定を結びまして、今でしたら5年間の包括協定、その中で年度別協定を結んでいるわけでございます。その包括協定でいきますと、協定の解除ということで規定を設けておりまして、包括協定の中で条件を付して協定の解除という条項を設けているところでございます。

竹之内和満委員

それが具体的にはどういう場合に契約の解除になるんでしょうか。

牧尾市民環境課

具体的に申し上げたいと思います。包括協定の中で第15条で、甲は乙が各号のいずれかに

該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて業者の全部もしくは一部の停止を命ずることができるとされております。その中で各号と申しますのが、1号で、乙がその責めに帰する理由、乙というのはすなわち指定管理者でございますけれども、その責めに帰する理由により包括協定または年度別協定に定める事項を履行しないとき、または未履行の見込みが明らかに認められるとき。2号で、乙が包括協定、年度別協定または関係法令等の条項に違反したとき。3号で、乙が包括協定及び年度別協定を履行する上で必要とされる資格の取消または停止を受けたとき。4号で、乙が手続条例第11条、手続条例と申しますのが、阿久根市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例でございます。乙が手続条例第11条第1項に規定する指示を受けても従わないとき。第5号で、その他やむを得ない事由により事業の実施が困難と甲が、すなわち市が認めたとき。こういった事態になった場合に協定の解除を第16条で設けておりまして、甲は前条の規定により指定管理者の指定を取消した時は包括協定及び年度別協定を解除するものとする。こういうふうに協定を結んでおります。

竹之内和満委員

その場合、阿久根市において今までにそういう契約を解除したことはなかったということですかね、1件も。

山下企画調整課長

契約ではなく協定でございますけれども、そのような事例はこれまでございません。

失礼しました。1件だけ、にぎわい交流館阿久根駅について、かつて指定管理者が変わったことがございます。失礼いたしました。

竹之内和満委員

それについては分かりました。もう1点、全く違う話なんですけど、この資料をですね、選定委員に対して何日ぐらい前に事前配付してるんですか。

山下企画調整課長

私どもが各選定委員のところを訪問いたしまして、1週間ほど前に内容を説明したところでございます。

竹之内和満委員

それは渡すだけということですか。ある程度の説明をした上でということですか。

山下企画調整課長

全ての選定委員に募集要項をお持ちいたしまして、また、当日はこのような形の選定がなされるということ等を御説明してます。なお、先ほど訪問も申し上げましたが、この指定管理者については外部の方についてはお三方お越しいただいて、その中で説明をしたところでございます。

竹之内和満委員

了解しました。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はありませんか。

白石純一委員

先ほど、すいません。もう1つ忘れていました。5年前と比較してですね、配点に大きな違いがあります。採点項目は同じですが、6番施設に係る経費の削減が図られるか。これは今回1人10点ですから合計60点が割り振られていますけれども、5年前では30点の配点でした。次の7番については、今回1人10点、つまり60点が割り当てられていますが、前回は90

点でした。こういった配点の変更というのは何か理由があったのでしょうか。

山下企画調整課長

大変失礼いたしました。確かに6番と7番の項目の配点が一部変わっているようでございます。これについては、5年前が庁内の内部の方々での評価ということにしておりました。実際、28年度からは変えてきておりますけれども、選定委員の方々の御意見を伺う中でこのような配点にどのような施設についても配点が変更になったと、このように理解しております。

白石純一委員

特にですね、一番変わったところは7の②、特殊意見、「他の公募団体と比較して特に優れたところなど」が今回倍になっている。違う、半分。半分になっているわけですね。一方で6番の収支計画が妥当か、各年度の経費の削減等に工夫があるかが倍になっているという差異であります。そうすると収支計画、つまり指定管理料、料金ですね、これを低く抑えられるということが5年前に比べると相対的に比重が大きくなったということになるわけです。それは意図してそうされたんですか。

山下企画調整課長

今、委員が申されたことに加えて、適正に施設を管理運営していくだけの財務上の根拠があるのか、そのことを重く判断する、そのように見直した結果だと思っております。

白石純一委員

前の質問に帰りますが、今回、現地説明会は出られなかったと。それは義務づけることは他の議員が本会議で言われていましたけれども、公共事業などの場合は義務づけられるのでしょうか。もしそうだとしたら今回義務づけられなかったことの理由、あるいはそれは適切だったか、その辺りはどう思いますか。

牧尾市民環境課

現地説明会には、今回提案の事業者は申込みをされなかったということでございます。あわせて、現指定管理者につきましても同様に、実際施設を運営されてますので、現地説明会は要望されなかったということでありまして、事実上、現地説明会を実施していないというのが実情でございます。それは現地説明会に参加いただくこと、公共工事を例に委員のほうでおっしゃいましたけれども、入札の際の現地説明会とは意を異にするものだと思います。質問がある場合は現地で見ていただいて質問いただきたい。結果的にこの候補者についてはそれが書面で質問のみだったというところでございます。

白石純一委員

先ほどの質問で、会議録にある公募で初めて来ましたという回答に対して、何ら委員からそれに対する追加の質問や意見等が出なかったということですが、所管課の企画調整課長もしくは市民環境課長として、現地を見られていない方がこうして応募され、それに選定をするということに対して担当課長のお二人は特に違和感を持たれませんでしたか。

山下企画調整課長

現地を見るかどうかについては、提案する事業者の事業実施をしていく上での御判断だと考えております。それぞれこの事業者については他の自治体での事業実績もあることから、現地を見ることなく仕様書に基づいた適正な管理計画を策定できる、このように判断されたのではないかと考えております。

牧尾市民環境課

先ほどの答弁と同様になるうかと思っておりますけれども、現地説明会に手を上げられなかった、

書面での質問のやり取りだったというところで、特段の現地を見られる必要性はこの事業所からはなかったものと判断いたしましたところでありまして、仕様書に基づいて適切に手続がなされておりますので、何ら問題なく手続がされたものと理解しております。

濱田洋一委員長

今、白石委員の質問で両課長に答弁いただいたんですが、現場を確認しないということで、違和感はなかったのかという質問だったかと思うんですが。

白石純一委員

お二人の回答はなかったということだと理解しましたので、相談としたら非常に想像力に欠けるというか、非常にそんなことで、今回民間業者に指定管理をする、委託するということですね、私も以前の仕事ではホテルという施設の運営を委託する立場、あるいは受託する立場でしたが、現地を見ないで受託してもらうというようなことは、まず民間では考えられない。もちろん公共でも私は考えられないことだと思いますので、その辺りは選定委員長もそのような同じような考え、特に違和感はなかったとお考えですか。

山下企画調整課長

個々にどのような感覚をそれぞれの委員が抱かれたかは、私のほうでは詳細には分かりませんが、議事録の中ではこの件についての特段の議論は、ここに記載のとおりだけの議論だけであったということでございます。

濱田洋一委員長

よろしかったですか。

野畑直委員

些細なことをちょっとお聞きしておきます。同じ指定管理者の議案が76号と77号とありまして、この中でですね、団体の概要を示してあるんですが、1項から4項までは一緒ですけども、一方は5項、6項、7項、一方は5項、6項と。資本金を書いてあったり、従業員数と役員数で書いてあったり、ちょっとここ辺りの考え方を教えてください。

山下企画調整課長

それぞれ議案参考の団体の概要についての記載の内容が違うんじゃないかということでございます。議案第76号では株式会社でございます。したがってここには資本金等が書いてあるところがございます。一方の議案第77号については、特定非営利活動法人、NPO法人でございますので、そういった記載がないということでございます。それから主な事業内容については、おおむね提出された登記簿等の記載を、そのままこちらに記載をしたということでございます。

野畑直委員

了解しました。もう1点お願いします。資料として採点表をいただきました、日本斎苑と本石材店。これは採点表というよりも採点集計表ですけども、私は集計表だと思っているんですが、これはどこが作ったんですか。

山下企画調整課長

この集計表については企画調整課で様式を作っております。

野畑直委員

もちろんこの見やすく集計表を作ってもらうのはありがたいんですが、私たちは選定委員会の資料を請求したにも関わらず、企画調整課が作った集計表を信じてやっていることですので、個々に採点表というのはあって、それから転記してこれを作られたという理解でいいですか。

山下企画調整課長

それぞれの委員には採点表をお配りして採点を求めています。そして集計を企画調整課のほうでいたしております。その集計表については選定委員会にもお示しをして、このような結果になりましたということをお示しをしたものがこの集計表でございます。そして採点分かる資料、採点表という形で今回資料として御提出申し上げたところでございます。

野畑直委員

当然、事務方として企画調整課が入っておりましたので、おそらくそうだろうと思っております。しかしながら、この採点項目、採点A・B・C・D・E・Fとありますけれども、ここに名前が入っていたら黒塗りしてもいいと思うんですけども、それぞれの項目についての点数については別に黒塗りする必要はなかったのではないかなとも考えました。ここは転記ミスがあるかないかというのは我々は確認できないということで、もちろん信じて今まで話しはしてきましたけれども、そういうことも私は疑問じゃありませんけれども、ここを黒塗りにする必要があるのかなというふうに考えております。これについて教えてください。

山下企画調整課長

先ほど申し上げましたように、個々の委員がどの評点をつけたかをここで明らかにすることになると、委員名は会議録のほうで公表しておりますので、具体的に誰がどういうどの項目で評点をしたということが全体的に分かって特定されてしまう。そのことは率直な意見の交換等に今後、支障を来す可能性がある、そのおそれがあると認めたことからこの部分については非公開とさせていただいたところでございます。

野畑直委員

課長はそういうことで判断された。私は採点者名は伏せてあるんだから、点数自体は出してもいいんじゃないかと思ったから、今質問したところです。これ以上、それについては信頼をするということで今まで話をしました。

白石純一委員

今の件ですけれども、5年前の情報開示においては全ての点数、もちろん採点した氏名は省いてありますけれども、個別の点数は全て開示されております。その変更の理由を教えてください。

山下企画調整課長

先ほど5年前の会議録についてと、収支計画書と同様でございますけれども、今回はこの内容については評点者が特定されるおそれにつながり、率直な意見の交換に支障を来す可能性がある判断して、ここについては非公開としたということでございます。

白石純一委員

それは5年前だろうが、今回だろうが変わらないはずですので、内訳を出す、出さないの理由には当たらないと思うんですけど、いかがですか。

山下企画調整課長

情報公開の判断について、今回、このような厳格な判断を私どもは必要があると認めてこのような判断をしたということでございます。

白石純一委員

同じ企画調整課がやることを、時間が経過すればその判断が異なるということで、行政としてはいいんですか。

山下企画調整課長

基本的に同一の継続性をもって判断をすべきものと考えております。ただ、過去の判断を踏まえて、現在、どのような取扱いをするのが適当であるのか、その時々状況に応じて判断するというのはあろうかと思っております。

白石純一委員

もうこれ以上は言いませんけれども、その時々判断であれば、それは行政の一貫性を大きく私は損なうものであると思いますので、その辺りの一貫性は行政としての享受をもって貫いていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はありませんか。

竹原信一委員

採点表のですね、中で、本石材、今までやってこられたところが、利用者サービスの件と個人情報保護、防犯、こういうところですね、ほかのところも似たようなもんですけど、全員がほぼ30点満点のうち20点程度、サービスの件は全員合計すると150点満点のうち103点、それから防犯の関係のほうは90点満点のうち59点しか取れてないんですよ。こんな状況。これが今までの佛石の里の状況です。そうでしょう。これに対して担当課は責任を感じてないのかな。なんでこんな状態に放置されてきたのかなというふうに疑問を持ちますけども。責任を感じているかどうかをお答えください。

牧尾市民環境課

現指定管理者とはこの間も包括協定に基づき、あるいは年度別協定に基づき、毎月の決められた所定の報告等もいただく中で連携を図り、そして適宜、現場を所管課としても見る中でどういったメンテナンスが必要かというところで連携を図っております。そういったこの間の連携があって、そういったことがあって、今回選定に至らなかったわけでありまして、そのことを委員が今おっしゃった所管課としての責任は感じてないのかというところでのお尋ねかと思えますけれども、私どもはこの間も再三、繰り返しになりますが、良好な関係性のもとで、しかるべき良好な運営をいただいたと思っております。その結果がこういったことで数字で示されたということの責任を問われれば、所管課として責任を問われれば所管課として責任を感じざるを得ないのかというふうには思います。

竹原信一委員

責任を問われれば責任を感じざるを得ないのかなではなくてですよ、この150点のうちの100点ぐらいしか取れない、この50点分はどうなってんのと、ね。努力しなきゃいけない範囲があると認識していれば具体的に対応ができなきゃいけないでしょう、ね。あなたたちを責めるために私は言ってんじゃないですよ、単に、ね。できることをできてないからそうなのか。それとも採点する側に問題という現実。これが150点の149点ぐらいあってもいいんじゃないのかという話なのか。齟齬があるでしょう。評価は100点しか取れない、150点のうち100点しかとれない、ね。取れるように何でしてこなかったのかという話ですよ。今後できるようにしなきゃいけないんじゃないのかという話ですよ。評価を受ける時には。そこの視点というかね、皆さんの取組の姿勢自体が、取組の姿勢とこの評価とつながってなきゃいけないでしょう、ね。仕事というのは必要十分やりすぎても無駄だし、必要なことは全部せないかん。その中だったらこの大きすぎる開きというのは改善されなきゃいけないんじゃないですかということなんですよ。分かりますか。

山下企画調整課長

一般的な評価のことについてお答えしたいと思っております。せんだつても御説明申し上げ

げましたとおり、これは事業者を改めて5年間確保するために、どのような基準に基づいて確保しようか。それを評点化してこのような形で選ぼうとするものでございます。したがって、この評点は事業者が今後5年間この施設を委ねるに値するかどうかの視点だと考えております。評価については6段階評価で行っております。5点というのは特に優れている。市の要求水準を大幅に上回っている。高度な能力を有している。4点というのは優れている。市の要求水準を上回ってる。十分な能力を有している。3点が普通。市の要求水準を満たしている。一応の能力を有している。2点が多少不十分である。市の要求水準を下回っている。多少能力が乏しい。1点が不十分である。市の要求水準を大幅に下回って能力が乏しい。0点は劣っている。こういう評価で評点をしているところでございます。新しい事業者を確保するためにこのような評価で、少なくとも市の要求水準を満たしているところまでは有している事業者を確保しようという観点からこのような評価を行っておりますので、この評価に基づいて、今回事業者を選定しようと、こういう手続になっております。

竹原信一委員

そんな話をしたんじゃないですよ、ね。その評価と実際がつながってなきゃ意味ないでしょうって、ね。担当課は100点を取れるような状況にするのは当たり前でしょう、ね。100点というか満点取れるようにするのは当たり前でしょう。それと今回のこれとは関係がないみたいな話は違うわけですよ。

牧尾市民環境課

委員のおっしゃることはよく分かるんですけども、この指定管理者制度という制度自体が事業者の育成ということを目的としているわけではなく、行政が出来得ない業務について、民間の活力を、ノウハウをそこで発揮していただく、このような制度になっておりますので、委員のおっしゃることはよく理解しておりますし、分かります。ただ、しかしながら制度そのものの在り方、趣旨というのに照らして考えた場合に、事業者育成ということとは若干、そこからはかけ離れているものと理解しております。

竹原信一委員

あのね、実際にサービスがいいものが提供されることをどこまでも追及せないかんわけですよ、ね。そういう、その観点から私は言っとるわけでした。大体、君たちは事業者よりもできると思ってんの。指導する能力があると思ってんの。

牧尾市民環境課

この指定管理者、公の施設に関して申し上げるならば、正しくその能力を有していないからこそ、この指定管理者制度をもって指定管理により運営をしていただくと考えております。

竹原信一委員

じゃあ能力はない。評価する能力はあるんですか。

牧尾市民環境課

選定委員会において、所管する私どもは選定委員としては参画しておりませんので、評価はいたしていないところでございます。ただ、しかしながら、この間も先ほど申し上げましたように事業者と連携することにより、その事業者の実績は把握しておりますし、そのことを現指定管理者は選定委員会のプレゼンテーションの中で熱意を持ってお話をされた。そのことはしっかり選定委員の皆さんも受け止めていただいたものと理解しております。

竹原信一委員

受け止めていただいたじゃなくて、評価選定委員の方々は、90点のうち60点しか取れない、この大きな差、差を皆さんは見なきゃいけないでしょう。そして改善しなきゃいけないでし

よう。そういう考えはないのかな。評価と実際の運営とは係が違いますからというような態度はおかしくないかな。

牧尾市民環境課

この結果をしっかりと受け止めまして、私どもは施設を所管する課として今後、いかに良好な運営をしていただくかをしっかりと取組んでまいりたいと思います。以上です。

竹原信一委員

じゃあこの評価された方々に言って、30点満点のうち20点程度しか与えられなかったその評価委員の方々とお話をして、何が足りなかったんですか、じゃあ具体的にどこに取組まなきゃいけないんですよという話をしたことがありますか。

牧尾市民環境課

この施設に関しては選定委員会終了後にそのような具体的な検証については行っておりません。しかしながら、私が以前所属しておりました課において所管する施設については、選定委員による1年ごとの検証会議なるものを設けまして、予算化して、その中でどういう課題を見出し、その課題を克服するために具体的にどういうことに取組んだらよろしいかというようなことを、選定委員と指定管理者、そして行政、三位一体となって会議をやった経緯もございます。そういったことで、今施設についてもそのような取組をやるべく、今、予算についても編成作業に入っているところでございます。

竹原信一委員

そうでしょう。今回のこの施設についてはそういったことがやられてこなかったことが問題なんですよ。だからこんなことになったんだ。以上です。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

五月雨式で申し訳ございません。また5年前との相違なんですけれども、採点項目の4の①、新たな住民サービスの提案、

濱田洋一委員長

白石委員、質問の途中ですが、資料等をお持ちでないですよ、執行部は。ですから、今質問されたこともなかなか答弁に苦慮すると思うんですけれども。

白石純一委員

質問だけさせてください。4番の①で新たな住民サービスの提案がなされているかというのが本年度の項目ですが、5年前は事務局のほうでですね、採点の直前になりまして、4番の①、これらが新たな住民サービスの提案がなされているかとのことでしたけれども、葬斎場にはそぐわない内容ではないかのことでしたので、「業務の内容を十分に理解し、サービスが提供されているか」ということで、項目の修正をしていただいております。つまり、5年前はこの4の①は修正された項目としてですね、いるんですが、それは把握されていなかったんですか。そして今回、それを前回修正されない、以前の項目として出されたことについてはどのように理解されておられますか。

山下企画調整課長

5年前の修正経過については今回は確認はいたしておりません。ただ、今回の採点表については、この項目でどの施設についても共通できるものと、このように考えてこの項目を維持しているということでございます。

白石純一委員

つまりですね、葬斎場について、もちろん住民の方に寄り添って、住民の方に悲しいながらもですね、御満足いただけるようにということは大事ですけれども、ことさら新たな住民サービスの提案がなされているかという点は確かに葬斎場にはそぐわない面もあるのではないかと思います、その点はよそと同じ条件と。先ほどは人事については個別、それぞれの施設で特異性があるということでした。したがって、こういう条件も施設によって変わってもいいのではないかと思います、その点は前回のものと確認はされていなかったということでもいいんですね。

山下企画調整課長

5年前の経過等については確認はいたしておりません。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは先ほど白石委員のほうから、選定委員長であられた副市長をこの委員会にお呼びしたいというような御意見がありましたが、このことにつきましてほかの委員の皆様方からお願いします。

濱之上大成委員

白石委員のお気持ちも分かるんですがね、私としては今ずっとお聞きして、副市長をお呼びしてのやり取りというのは必要はないのではないかなと思うんですが。

白石純一委員

今やり取りをさせていただいてですね、副市長を呼ぶのではなくて、選定委員長を呼ぶかどうかです。今、お話を伺ったところ、事務局の方々は現地説明会に来られなかった業者を選定することに違和感はなかったとおっしゃいましたが、それは個人のどちらかと言うと気持ちだと思います。そこで、選定委員会では特に追加の質問、意見がなかったということです、その確認のためにも選定委員会としての雰囲気、選定委員長としてそれをつかさどっていらした選定委員長に、この辺りは特に選定委員会としても違和感はなかったのかのそれだけの確認をさせていただきたいと思いますので、時間はさほどいらないと思います。

濱之上大成委員

その気持ちは分かりますけどね、現実には賛否を問うこの委員会においてですね、選定委員会の状況というのは、それなりに理解をする人もおると思いますので、もしよかったら多数決にしてください。呼ぶか、呼ばんかを。

野畑直委員

私も今回いろいろ質疑をさせてもらいましたけれども、今、濱之上委員からもありましたように、指定管理者の選定に当たって、いろいろ聞いて状況も大分、会議録、あるいは事業計画書も見ても把握できたと思っておりますので、私は質疑された内容で、十分判断は私もできると思っておりますので、選定委員長を呼ぶ必要性は私は感じません。

濱之上大成委員

呼ぶか、呼ばないかは委員会で決めることであって、先ほど来申し上げますけどね、もしよろしければ多数決で決めてください。

濱田洋一委員長

それではただいまの選定委員長であります副市長に対して、

〔発言する者あり〕

白石純一委員

それはここで諮ることではあると思いますが、執行部が退室された後でもいいのではないかと。

濱之上大成委員

退室してない状態で質問があったから私も意見を言っただけであって、そのまま続行してください。

濱田洋一委員長

それでは質疑はもうありませんね。

[発言する者あり]

それでは休憩いたします。

(休憩 14:07～14:08)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

なければ所管課への質疑を終了し、審査を一時中止いたします。

(市民環境課、企画調整課退室)

濱田洋一委員長

それでは先ほどありましたこの選定委員会の委員長である春原副市長をお呼びして、質疑を行うことに、この件については挙手でやりたいと思うんですが。

[発言する者あり]

その件に対してのことですか。

白石純一委員

私は質疑というよりも、先ほどの1点だけ伺えればいいと思っております。

濱田洋一委員長

白石委員、先ほどのこともですけれども、質疑ということになるかと思うんですが、それでよろしいですか。

それではもう一度復唱しますが、選定委員長であられる副市長をお呼びして質疑を行うということにつきまして、挙手にて決定したいと思いますんですが、それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは選定委員長の副市長をお呼びすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

2名ですね。

賛成少数ということで、今回、選定委員長はお呼びしないということに決まりました。

それでは休憩に入ります。

(休憩 14:10～14:20)

○議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第77号を議題とし審査に入ります。本件も資料の提出後に質疑を行うこととしておりましたので、委員の皆様から質疑をお願いいたします。

白石純一委員

葬祭場のところでも少し触れたのですが、葬祭場の指定管理者募集要項では(5)のエとして管理運営業務には地域住民の雇用に最大限努めること、まあ努力義務ですので必ずしも地域住民だけでない場合も認められるわけです。例えば県外業者が県外から呼んでくるということもあり得る。また、そのように佛石の里の県外業者は支配人をよそから呼んでくるというようなことも申請書に書かれておりました。一方で、図書館の募集要項の(6)のエ、管理運営業務には全て出水地区内に居住する者を配置することとございます。この点が葬祭場の要件と異なるわけですが、図書館の司書等の資格、あるいは郷土資料館もありますから学芸員の方もおられるのか存じませんが、司書もしくは学芸員の資格の方がこの出水地区内の居住者でなければ管理運営業務には当たれないという法令等がありますか。

平田生涯学習課長

法令等については、私のほうではちょっと把握しておりませんが、今回この募集要項の中で出水地区内に居住する者を配置することにした経緯といたしましては、図書館業務については司書資格を常時置くということを条件にしておりました関係から、広く司書の資格を持った方を応募したいという思いで入れたものであります。

白石純一委員

では、地元住民の雇用に最大限努めることという葬祭場の同じ条件でもよかったのではないのですか。

平田生涯学習課長

司書の資格を持っている方が阿久根市内にどれだけいらっしゃるのかということも把握しておりませんが、それについてはなかなか厳しいものもあるかということには私たちのほうで把握しております。葬祭場の件は分かりませんが、そういったことも考えながら、必ず司書資格を持っていることが必要であるということから、そこは外せないと判断して追記したところであります。

白石純一委員

葬祭場のほうは地域住民の雇用。地域住民というのが阿久根市民だけなのか出水地区も含むのかは、これだけでは確たる判断はできません。また、その定義もないと思います。したがって、図書館の募集要項と佛石の里でこの部分が大きく異なることの理由にはなっていないのではないかと思いますのですが、選定を担当された企画調整課長はどのように理解されていますか。

山下企画調整課長

先ほど図書館について、ここに出水地区内に居住する者を配置することという、この理由については経緯等含めて生涯学習課長からお答えがあったところでございます。この図書館については、資格者を必要として運営をするということから、その資格者を確保する範囲として阿久根市内だけではなく、出水市内まで資格者を確保することが必要と判断してこのように募集要項に記載をしたと、このように理解しております。

白石純一委員

阿久根市と出水市で長島町は入らないということですか。

平田生涯学習課長

長島町も含んでおります。

白石純一委員

阿久根市内で賄えないことがあるのであれば、出水市・長島、あるいは川内、あるいは県外業者が応募されてきたときには県外の方も可能なように、あるいはその県外業者はそのような手当てを望むかもしれません。したがって、どうしてこの仏石の里葬祭場、資格があるからといってこの2市1町に限定する、私はそれは悪いことではないと思うのですが、それであれば、葬祭場については資格は要らないわけですから、

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

今、白石委員が質問されている件について、この募集要項で、今ちょうど企画調整課も前回の76号に引き続きいらっしゃいますので、先ほどの76号議案の審議のときに質問をまたいだきたい旨の話もありましたので、また今、白石委員がそれについてされているところでありますけれども、

〔発言する者あり〕

白石純一委員

葬祭場については、その資格が要らないのであれば、むしろ阿久根市内に限定するなど、より狭い範囲の雇用の条件をつけるということが可能なはずですが、むしろそれとは矛盾する形で、基本的には努力義務はあるけど誰でもいいよと、より広い範囲に広げてらっしゃるわけですね。それは先ほど課長が言われたことと論理的に矛盾しませんか。

濱崎國治委員

葬祭場の件について一時中止したんじゃないかったんですか。

濱田洋一委員長

ただですね、先ほどまたこの件についてはという執行部からの話もありました。それでその件について今質問をされておりますので、答弁のほうを簡潔にお願いしたいと思います。

山下企画調整課長

葬祭場との募集要項のことでの比較したお尋ねでございました。

基本的には指定管理者は、より広く複数の事業者から提案を求めて事業者を選定していくことが望ましいという話については総務省からも通知が出ていること、このことは先週お話を申し上げたところでございます。このことから、基本的には葬祭場においては広く事業者を募集することとしております。また、他の施設についても同様な募集の仕方をしております。そうしながら、努力義務として地域住民の雇用に最大限努めることという努力義務を設けているところでございます。一方、図書館については、司書資格を有することがその運営上必要であることから、阿久根市内だけではなくてこの出水地区内に求めたということでございます。先ほど、じゃあ出水地区じゃなくてほかのところにも広げてもいいのではないかというお話がございましたけれども、そこはやはりこの区域の中で図書館の施設に、例えば通勤等を通して来る時間的なこと、そういったことからすればこの近接の区域にそういう資格者を求めることが適当であると、このように判断して募集要項の中に設定したと、このように理解しております。

白石純一委員

今、課長からも言われたように、広く募集することが指定管理募集の基本だということであることからしますと、この図書館の募集条項の要件、出水地区に居住する者を配置すると限定的にすることは、先ほど言われた課長の、その総務省の基本的な通達指針ですか、それにむしろ反することになるのではないですか。

山下企画調整課長

ここにおいては施設に管理運営上、阿久根市も含めて出水地区内に近接する自治体にすることが、図書館の適正な運営上必要であると判断して、このような要件を設けたものであり、多くの事業者から提案をもらうという指定管理制度の趣旨に反するものとは考えておりません。

白石純一委員

私が言っているのは、その人事方針が葬祭場では2市1町のスタッフに限る必要はないと言いながら、図書館では2市1町に限定しているということの、先ほどから申し上げます指定管理同士の整合性、一貫性は欠けるのではないですか。したがって、この図書館の要綱、私はこの図書館の要綱を問題視しています。2市1町に限る必要はなぜあったのでしょうか。

濱田洋一委員長

先ほど生涯学習課長と企画調整課長のほうからも、今の質問に対する同じような答弁をいただいたと思いますが、

〔白石純一委員「はい、そうですよ」と呼ぶ〕

白石純一委員

答弁は2市1町から人員を充てるということがふさわしいということでしたけれども、ではなぜ川内では駄目、水俣では駄目、あるいは県外の方では駄目なのかと。葬祭場については資格は要らないわけですから、葬祭場をより限定するのは分かりますけれども、図書館の募集で人員を狭く限定するのは合理的ではないという質問ですがいかがですか。

山下企画調整課長

先ほどお答え申し上げましたけれども、出水地区内に限定したのは、勤務場所とより近接した形で資格者を配置できることが図書館の運営に効果的であると判断したものでございます。じゃあ、薩摩川内市は駄目なのか、水俣市は駄目なのかというお話でございましたけれども、少なくともこの2市1町が近接した区域であるので、市内で確保できない場合には、より次の区域に資格者を求めることが適当である、ということから区域の線引きをして要件を設定したと考えております。

白石純一委員

では県外業者がスタッフを送り込むことは非常に厳しくなるわけですから、県外業者には門戸を狭める形になると思うのですが、そうは思われませんか。

平田生涯学習課長

県外業者は入りにくいのではないかと御指摘ですけれども、ほかの市町村が指定管理をしているところでは、情報としまして、県外の業者が取りまして地域の方を雇用しまして、責任ある方も市内に移り住んでいただいて、そういった形式で管理運営を任せられている業者もあります。

白石純一委員

それは確かにそういうことはできるでしょうが、先ほども言ったように、2つの指定管理でこれほど大きな人事管理において差があるというのは、選定に影響を及ぼす可能性が大きいのではないですか、伺います。

山下企画調整課長

募集要項でございますので、選定に及ぼす可能性というよりも、事業者をより多く募集できるようにはどのような条件がよろしいか、そして図書館を、施設を効果的に運営していくには現在の資格者の状況に鑑みて、どのような要件が適当であるのか、そのことを考えてこ

のような条件としたものでございます。

白石純一委員

これ以上言っても平行線でしょうから、最後の質問です。

先ほど企画調整課長は、その理由が御自身では分からないということでしたが、事前に選定をする段階において、この2事業の条件が異なることは把握されていなかったか。

山下企画調整課長

理由を把握していないということは、先ほど議案76号のところで、ここのエについての要件は図書資格を有する者を確保する観点からこのような要件になったものだと考えておりますが、詳細については議案第77号で所管課にお尋ねいただきたい旨のお話はいたしました。理由を把握していないということではなくて、その部分については確認をいたしておりますので、そのようなお話を申し上げたところでございます。

白石純一委員

それでは、この部分については納得して、2つの異なる内容の募集要項を作成したということによろしいわけですね。

山下企画調整課長

募集要項に違いがあることについては合理的な理由があると、このように考えております。

白石純一委員

私の質問は、そういう御認識の元に募集要項を作られたんですねということです。

山下企画調整課長

募集要項については担当課で作成をいたしまして、当課で合議の上、決裁を得たものでございます。

濱之上大成委員

この議事録にはあまりないように思うのですが、採点項目の利用者へのサービス向上のための4番とか、個人情報保護及び防犯・防災・緊急時の対応計画は妥当かと、これ1・2・3あるんですが、ここを点数見ますと5点満点の大体3点ぐらいになっているのですが、これについての議事録がない中で、休憩中に意見交換なんかは出たのですか。

山下企画調整課長

特段意見等はございませんでした。

濱之上大成委員

了解。

野畑直委員

企画調整課のほうでこの採点表も作られたと思いますけれども、本当些細なことですが、一方は採点表様式、一方は採点表となっておりますので訂正されたほうがいいのかと思います。

山下企画調整課長

大変失礼いたしました。表記については統一を考えてまいりたいと思います。

竹之内和満委員

職員数が6名ということで議案書に載っているのだけれども、うち司書3名と。この司書の割合というのはどの辺りが適当だと思われるのですか。

平田生涯学習課長

司書の割合についてですけれども、私たちは本来ならば全職員が司書の資格を持っている

ことが適当だとは考えております。ただ先ほども、資格条件の中で範囲を広げたりしている背景には司書の資格を持っている人を配置することがかなり困難であるということから、最低2分の1は確保していただけたらと思うところがございます。ただ私たちのほうの募集要件のほうにもありますように、常時配置しておくということになっておりますので、勤務の携帯で必ず常時できる体制には現時点でもなっているところです。

竹之内和満委員

議案書では職員数6名となっているのですが、事業計画書を見ると7名というふうに1人上がっているのですが、そのうちの司書の割合はどういうふうになっているのですか。

平田生涯学習課長

申請書のほうでは7名ということですので、その計画につきましては応募者のほうで計画してあります。私たちは募集要項の中で人数については明記していなかったと思っております。

竹之内和満委員

議案書には6名と書いて、うち司書3名というふうな書き方をしておりますよね。

平田生涯学習課長

議案書の中の6名という数字につきましては現在の概要でありまして、今後の事業計画とは異なるものと理解しております。

竹之内和満委員

その場合、来年度から職員7名ということは、司書が半分以上ということは4名というふうに理解してよろしいのでしょうか。

平田生涯学習課長

そのように努力されると理解しております。

竹之内和満委員

ぜひ、そこのところは指導していただければというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第77号について、質疑を終了し、審査を一時中止いたします。

(企画調整課、生涯学習課退室)

濱田洋一委員長

それでは、議案に対する所管課への質疑が終了しましたのでこれから採決に移りますが、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

濱田洋一総務文教委員長

それでは、議案第76号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。討議ありませんか。

野畑直委員

私はいろいろ今回、疑問点について話をしましたけれど、一番この立派な応募者であると

思われる日本斎苑の事業計画書の中にですね、ミスプリントがあったり、そしてまた同じ文言を2行続けて書いてあったりもしています。そういうことからして、皆さんがどう思われるか分かりませんが、私はこの点についてどうも違和感を持っております。ほかの委員の皆さんがどう考えているか、意見があればお伺いしたいと思います。

濱田洋一総務文教委員長

野畑委員より、先ほど議案第76号の所管課への質疑の中で、野畑委員のほうから各申請書類等の中身について質問をされました。それを受けて執行部からいろいろ答弁いただいたのですが、ただいまありました野畑委員の御意見につきまして、ほかの方々から討議をいただければと思います。

濱崎國治委員

私も同感です。

〔発言する者あり〕

濱之上大成委員

個人個人に求めるのであれば同感でありますので、なし、私な。

〔発言する者あり〕

濱田洋一総務文教委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:47～14:51)

濱田洋一総務文教委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

白石純一委員

私も、その内容が誤りが多いということは大変遺憾であります。また加えて、一度も見ずに事業計画書を作成しプレゼンテーションを行ったのであれば、その可能性がかなり高いのではないかと思うのですけれども、そうであれば非常に私としては当市を愚弄しているようなことではないかなとさえ思いますし、そのことについて選定委員会、あるいは事務局のほう強い違和感をもってそこを指摘あまりされていなかったというのが残念でなりません。

野畑直委員

もう1点ありまして、同じ事業計画書の中で、日本斎苑が平成27年5月1日が設立年月日になっていることについて、議場では補足説明の中にも何もありませんでしたので、今日の委員会の中で、この事業計画書の4ページに入っております有限会社ジャパンクリーンサービスから分社化したんだということを説明されたときに、企画調整課長はですね、そういうことは委員会の中で説明するんだということで言われました。しかしながら、私たちは総務文教委員会で資料請求してこの資料をもらって検討ができますけれども、産業厚生委員会の皆さんには我々がそこまで説明する必要があるのか。当然、補足説明の中で、平成元年に設立した会社が分社化して現在は日本斎苑となっておって全国に22か所展開しておりますというような補足説明があつてしかるべきだと思いましたがけれども、企画調整課長は委員会でそういうのはするんだというような答弁だったと思いますけれども、それにも大変違和感を感じました。このことについても皆さん、どう考えておられるのか。

濱田洋一総務文教委員長

ただいま野畑委員から、事業計画書の4ページ、先ほど質疑の中にもありましたけれども、当初議会の初日に提案される中、また補足説明をされる中で、やはり具体的なそういったこれまでの実績等をですね、私自身も説明すべきであったのではないかなというふうには思います。なぜなら、今回この資料請求した中で具体的に分かってきたことであり、先ほど野畑委員からもありましたように、産業厚生委員会の方々はそこは確認がすることができないというような今の現状でありますので、私自身もそこはそうだなと思った次第ですが、ほかの委員の皆様方は。

竹之内和満委員

私も野畑委員と全く同じ意見ですね。議案書を見たとき、平成27年に設立なのに説明では実績等が非常にありますと。5年しかないのになぜかなと疑問に思っておりましたので、この資料を見てその疑問も解決しましたので、野畑委員と同じような意見でございます。

濱之上大成委員

多々ありますけどね、もう結論を出したいと願っている一人として、私が言いたいのはな、何回も言うようですがね、5年だけの実績でこれだけの22か所と聞いたときも、その後の資料でしたから、ああ、ここに書いてあるなど、皆さんと同じ意見です。けれども私としては、野畑委員の思いは十二分に分かりますので、討議はこの程度でいいのではないかなと思います。

濱田洋一総務文教委員長

ほかの委員の皆様方、討議はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。まず、反対討論はありませんか。

濱之上大成委員

指定管理者公募、選定委員会の応募団体ですね、本日、申請書あるいは議事概要、採点表等を拝見させていただいたのですが、本当いろんな意味で勉強になりました。選定委員の皆さんが二つの応募団体をそれぞれに評価されるに当たって、大変な御苦勞があったのではと思うとともにですね、選定委員の皆さんには心からの敬意を表したいと思う一人であります。今回の結果に対して批判する立場でもなく理解はするものの、採点項目の7項目のうち1項目ドロ、6項目は5対1、総合点では3対2で8ポイントの差となっておりました。まさに僅差だったのかなと感じました。改めて提案する側の執行部の皆さんの実直な人柄が垣間見える思いとなりました。結論から申し上げますと、全国的にコロナ禍で厳しい世の中となっていて、本市においても職場によっては疲弊し、いろいろと気苦勞もある中で、一般論として地元企業を優遇するべきではと思うのが単純な思いであるだけに、総合的に熟慮した結果、私としては大げさな言い方かもしれないけれど、今まさに、いかに呻吟し慟哭しているかのごとく思いで申し上げますが、本議案については申し訳ないが反対とさせていただきたいと思っております。また、今回選定されなかった一応募団体には、今後の過程において、なぜこのような結果となったかの背景に対し反省するところは反省し、今後に向けての自助努力を検討され、管理運営に当たっての経営方針、ほかの公募団体に比較しても遜色のない経費縮減、防犯・防災時の対応計画に努力されることを期待して、私の反対討論といたします。

濱崎國治委員

議案第76号の指定管理者の指定、本議案に反対する立場で討論を行います。

これまでの質疑や指定申請書、選定委員会の委員会記録で、候補者は現地説明会の計画を

必要とされず、公募のとき初めて阿久根に来たとのことを知りました。葬祭場の佛石の里の現地を見、説明を聞いて初めて現在の施設の状況や管理状況の実態を確認でき、候補者として画一的でなく、阿久根市の指定管理者としての管理運営の方針ができるのではと考えます。本気で指定管理者として管理運営をしようとしているのか疑問であります。遺族に寄り添い最後の別れの場の現状を理解してこそ、阿久根市の葬祭場の管理運営ができると私は理解します。中国地方で多くの葬祭場の指定管理を行い、プレゼンテーションにも慣れ、かつノウハウも十分かもしれませんが、指定申請書の内容にも疑問が残ります。また、鹿児島県内での指定管理の実績がなく、鹿児島県内で最初の拠点として公募したとのことであります。人口1万2,000人弱の小規模の地方都市の事業費2,000万円弱の葬祭場を、鹿児島県内の事業展開と事業拡大の最初の拠点としてほしくありません。

一方、選定されなかった事業者は、これまでの管理運営において苦情等はなく、18年間にわたって適切な管理運営状況とのこと。行政は地元企業の育成や地元事業者を守り継続して事業活動を支援することもあると理解をしています。選定委員会の委員、学識経験者等の委嘱についても疑問は残りますが、評価も拮抗しており、地元の事業者を候補者として指定できなかったかは、公の施設の管理は指定管理の手続によりこれまでも公募により適切な候補者を選定委員会で選定し、議会の議決を求めることは十分理解しています。先の本会議で市長も、地元業者を候補者として提案しなかったことに対し、苦渋の選択であった残念であるとの発言がありました。私は、行政が法令や条例の手続に従って進めてきた指定管理者の選定事務の結果に反対することは苦渋の思いであります。

白石純一委員

今の2委員の反対討論に付け加えますが、選定の過程において地元事業者を優遇するという目的で地元業者に加点をする自治体もあります。また、既存の事業者の実績を点数化し、一定の点数を満たせば次に指定管理選定において加点をするという自治体もございます。そうした地元業者を育てる、また実績を重視するという基準も設けてもよかったのではないかと思います。それがなされていなかった。非常に僅差で県外の業者が一位となられた。その僅差の点数は、先ほど申した地元重視あるいは実績重視の加点がなされていれば十分に逆転となるほどの僅差でありました。選定に当たったの条例・規定の中にそうした部分が設けられていなかったということが、この指定管理の問題点だったのではないかなと思います。かつ、応募された業者が現地説明会に参加されずに、その後現地を見られたかどうかの確認を行政は怠っており、そのような状況で疑問を持たなかったのか。条例や規定に反しないというだけで、確かに行政はそれで判断するしかないのかもしれませんが、果たしてそのような選定でよかったのかをもう一度検証すべきではなかったのかなとの思いから、今回は反対とさせていただきます。

野畑直委員

この議案第76号に反対の意見を申し上げます。

今回6人の採点者の採点一覧表を見たときに、6名中、今回選定された日本斎苑に対しては59点という、企画調整課長の説明では60点以上を合格基準とするという説明の中で採点が始まったという中で、唯一59点という点数がついております。6人のなかで1人だけは、この会社は駄目ですよというのを表明していると思います。一方、選ばれなかった方は全て60点をクリアしておりますので、この点からしても私は6対5で、この選定については誤りがあるのではないかというふうに考えますので、この1人の採点者の59点をつけられた方の意思を尊重すべきだと思いますので、反対させていただきます。

濱田洋一総務文教委員長

ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

反対意見の討論が多いようですが、採決は可決についてお諮りいたしますので、よろしく
お願いいたします。

議案第76号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

挙手なし。挙手少数と認め、よって本案は否決すべきものと決しました。

○議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

濱田洋一委員長

次に、議案第77号について、各委員の御意見を伺います。

野畑直委員

今回ですね、合格基準が6割ということを言われて、今回この点数を見ると7割獲得して
いらっしゃいますこのふれでおについては、私は火葬場のときにも言いましたけれども、合
格基準というのは7割ぐらいないとということも申し上げましたけれども、このように今後
7割以上に、まだ8割に近づけるように執行部のほうには指導をしていきながらやってもら
えればいいのかと思っております。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

竹原信一委員

今の野畑委員の意見についてなのですけども、そんなものはですね、点数のつけ方次第
なんです。作り方次第でどうにでもなることなんで。中身はその点数の割合ではなくて、
そもそも分かっているのかということなんです、これ。分からないで評価表を作り、分か
らないで評価し、それがこんな結果になつとるわけですよ。もうちょっとね、仕事ができな
い人ばかりが集まってやるからこんなざまになるだけだと思いますよ。

野畑直委員

私が申し上げましたのは、結果的にこういう項目で採点されますよ、ですから80点取れる
ように頑張ってくださいね、もうちょっとということをもたふれでおのほうに言ってもらえ
ればいいのかという意見でございました。

濱田洋一委員長

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第77号、阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本委員会で議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

（散 会 １５時１０分）

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一